

想定される条例の内容（市民意見募集時）といじめ防止対策推進法の対照表

想定される条例の内容	いじめ防止対策推進法
<p><目的・基本理念等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの健全育成 ○ いじめのない社会の実現 ○ 社会全体でいじめに取り組む ○ いじめを許さない子ども社会の実現 	<p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。</p> <p>2 いじめの防止等のための対策は、すべての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。</p> <p>3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。</p>
<p><定義></p> <p>“いじめ”とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたこと</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している</p>

<p>により、精神的な苦痛を感じているもの」</p>	<p>等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</p> <p>2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。</p> <p>3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。</p> <p>4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。</p>
<p>-----</p>	<p>（いじめの禁止）</p> <p>第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。</p>
<p>-----</p>	<p>（国の責務）</p> <p>第5条 国は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p>
<p>-----</p>	<p>（いじめ防止基本方針）</p> <p>第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</p> <p>(2) いじめの防止等のための対策の内容に関する事項</p> <p>(3) その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項</p>
<p>○ 市の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの防止・解決を図るための施策の策定 ・ いじめ防止のための啓発活動 	<p>（地方公共団体の責務）</p> <p>第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>

	<p>(学校の設置者の責務)</p> <p>第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。</p> <p>(地方いじめ防止基本方針)</p> <p>第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)</p> <p>第20条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。</p> <p>(啓発活動)</p> <p>第21条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談体制制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。</p> <p>(公立学校に係る対処)</p> <p>第30条 （第1項から第4項まで省略）</p> <p>5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>○ 学校の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの未然防止、早期発見・早期解決 ・ いじめの把握・解決のための組織的な取組 ・ だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づく 	<p>(学校及び学校の教職員の責務)</p> <p>第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学</p>

<p>りを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員は、学校に課せられた責務を自らの問題として受け止め、いじめの根絶に取り組む。 	<p>校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。</p> <p>(学校いじめ防止基本方針)</p> <p>第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。</p>
<p>○ 保護者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめに加担しないように指導 ・ 学校や地域の人々など子どもの周囲にいる大人との情報交換 	<p>(保護者の責務)</p> <p>第 9 条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする</p> <p>2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。</p> <p>3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。</p> <p>4 第 1 項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前 3 項に規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。</p>
<p>○ 市民（事業者、地域社会）の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会全体が、子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす。 ・ 子どもが主体性をもって地域行事等へ参加できる仕組みづくり 	
<p>○ 子どもの役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己実現への取組 ・ 他者への思いやり ・ いじめを受けていると思われる子どもへの声かけ、周囲の大人への積極的な相談 	
<p>○ 行動計画等の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめのない子ども社会を実現するための指針の 	<p>(地方いじめ防止基本方針)</p> <p>第 12 条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参</p>

<p>策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校区ごとに「中学校区いじめ防止会議」を設置 ・ 中学校区いじめ防止会議は、市の指針を基に「いじめ対策行動計画」を策定 	<p>酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。</p> <p>（学校いじめ防止基本方針）</p> <p>第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。</p> <p>（いじめ問題対策連絡協議会）</p> <p>第 14 条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。（第 2 項省略）</p> <p>3 前 2 項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。</p> <p>（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）</p> <p>第 22 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。</p>
<p>○ 相談体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、相談窓口の整備に努める。 	<p>（いじめの早期発見のための措置）</p> <p>第 16 条 （第 1 項省略）</p> <p>2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>（第 3 項及び第 4 項省略）</p>
<p>○ 関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ根絶を目指し、区福祉保健センター、児童相談所、警察署、法務局等、子どもの健全育成に関 	<p>（関係機関との連携等）</p> <p>第 17 条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った</p>

<p>わる諸機関が相互連携を図る。</p>	<p>児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体との間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。</p>
<p>○ 啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年12月を「いじめ防止啓発月間」とし、いじめのない社会の実現を目指し啓発活動を行うとともに、いじめ防止、早期発見・解決に向け取り組む。 	<p>(啓発活動)</p> <p>第21条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談体制制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。</p>
<p>○ 第三者機関の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止に関する取組の推進、解決困難な事例等に係る相互調整、緊急対応等を行うための専門委員会の設置 ・ 委員会は、教育学、社会福祉学、心理学、医学等の専門家等により構成 ・ 活動状況の市長への報告 ・ 市長は、報告の内容を議会へ報告 	<p>(公立学校に係る対処)</p> <p>第30条 (第1項省略)</p> <p>2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。</p> <p>3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。</p> <p>4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。</p> <p>(第5項省略)</p>
<p>○ 財政的措置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、いじめ防止のために、必要な財政上の措置を講じる。 	<p>(財政上の措置等)</p> <p>第10条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
<p>○ 個人情報の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談、情報提供等により取得した個人情報の保護 	